

委託条件

1 国際共同クリエーション業務

当財団及び当財団が指名するディレクター（以下、「ディレクター」という。）の企画に基づき、制作及び公演を実施するための一切の業務とする。実施にあたっては、当財団及びディレクターが指定する者と十分な調整を行うこと。

(1) 制作に関すること

- ア 本事業に係る制作業務（連絡調整、進行管理及び謝金の支払等の出納業務）
- イ スタッフ（ディレクター、振付、演出、音楽、美術、照明、音響、衣装、舞台道具・小道具、映像、舞台監督、翻訳、通訳等）の手配
- ウ 参加アーティスト（演出家、振付家、俳優、ダンサー等）の手配・確保
- エ 実施会場等との調整
- オ 稽古場の確保及び手配
- カ 本業務のために新たに生じた舞台道具等の制作及び管理
- キ 本業務に必要なスケジュール管理及び安全管理
- ク 本業務に必要な契約の締結及び権利処理
- ケ 本業務に係る翻訳及び通訳の手配（日本語及び他言語間）
- コ 本業務に係る記録の実施
- サ その他、クリエーション公演の制作に関して必要な事項

(2) 公演に関すること

- ア 公演の実施に係る制作業務（連絡調整、進行管理及び謝金の支払等の出納業務）
 - (ア) 一般向けの公演を2回以上実施すること。
 - (イ) 回数については、参加アーティストの状況により変更する場合があるので、当財団及びディレクターの指示に従うこと。
- イ 当財団及びディレクターが指定する者との調整
- ウ 本業務に必要な契約の締結及び権利処理
- エ 本業務に係る翻訳及び通訳の手配（日本語及び他言語間）
- オ 本業務に必要な字幕の作成（日本語、英語及び他言語）の作成
- カ 本業務に必要な機器等の搬出入の手配
(国内輸送、空輸、梱包、保険加入、会場での保管、会場への搬出入、会場設営等)
- キ 本業務に関するスケジュール管理
- ク その他、一般上演の実施に関して必要な諸手続きや申請処理を行うこと。
- ケ 本業務に係る記録の実施

- コ 公演の企画・実施にあたっては、総括責任者を設置し、本件業務に係る運営業及び危機管理業務等を遺漏なく遂行すること。
- サ 本業務に必要な当財団及びディレクターが指定する者との調整を行うこと。
- シ 上演会場、その他施設内の安全管理には、万全を期するとともに、万が一の事故に備えて、観客及び造作物を対象として興行中止保険や施設賠償責任保険、傷害保険等必要なものに加えること。
- ス 本業務終了後は必要に応じて速やかに原状復帰し、当財団の確認を得ること。

(3) 著作権等の処理

- ア 本件委託においては、著作権等の取扱いに十分注意すること。
- イ 本件委託により得られる成果物・著作物に対する著作権は、すべて当財団に帰属する。
- ウ 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権及び肖像権についても行使させないことを約するものとする。
ただし、当財団が本件で得られる映像等を再編集などの改変を加えて利用する場合、当財団は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- エ その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

(4) その他

- ア 本業務の実施にあたっては安全管理に万全を期するとともに、万が一の事故に備えて、出演者及びスタッフを対象として興行中止保険や傷害保険や賠償責任保険に加えること。
- イ 公演の開催計画が、当財団又は参加アーティスト等の事情によって変更が生じた場合は、当財団と協議しその指示に従うこと。
- ウ クリエーション公演の実施にあたり、プログラムの全部又は一部を変更する必要がある場合は、当財団と協議しその指示に従うこと。
- エ 参加アーティストの関係都市又は同都市が指定する者との契約を締結する必要がある場合には、事前に当財団に連絡し、契約締結後、契約書等関係書類の写しを当財団に提出すること。
- オ この仕様書の解釈に疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、当財団と協議し、決定する。

2 国際共同制作ワークショップ、APAFアートキャンプ及びラップアップ業務

当財団及びディレクターの企画に基づき、国際共同制作ワークショップ、APAFアートキャンプ及びラップアップを実施するための一切の業務とする。実施にあたっては、当財団又は当財団が指定する者と十分な調整を行うこと。

(1) ワークショップ、アートキャンプ及びラップアップの企画制作に関すること

- ア 本事業に係る制作業務（連絡調整、進行管理及び謝金の支払等の出納業務）
- イ スタッフ（ディレクター、振付、演出、音楽、美術、照明、音響、衣装、舞台道具・小道具、映像、舞台監督、翻訳、通訳等）の手配・確保
- ウ 参加アーティスト（演出家、振付家、俳優、ダンサー等）の公募及び調整
- エ 実施会場等との調整
- オ 本業務のために新たに生じた舞台道具等の製作及び管理
- カ 本業務に必要なスケジュール管理及び安全管理
- キ 本業務に必要な契約の締結及び権利処理
- ク 本業務に係る翻訳（日本語及び他言語間）
- ケ 本業務に係る記録の実施
- コ その他、企画制作に関して必要な事項

(2) ワークショップの成果上演会の実施に関すること

- ア 公演の実施に係る制作業務（連絡調整、進行管理及び謝金の支払等の出納業務）
 - (ア) ワークショップの成果発表会を各作品2回以上実施すること。
 - (イ) 回数については、参加アーティスト等の状況により変更する場合があるので、当財団からの指示に従うこと。
 - (ウ) 本業務に必要な当財団又は当財団が指定する者との調整
 - (エ) 本業務に必要な契約の締結及び権利処理
 - (オ) 本業務に係る翻訳（日本語及び他言語間）
 - (カ) 本業務に必要な字幕（日本語、英語及び他言語）の作成
 - (キ) 本業務に必要な機器等の搬出入、国内輸送、空輸、梱包、保険加入、会場での保管、会場への搬出入、会場設営等
 - (ク) 本業務に関するスケジュール管理
 - (ケ) その他、一般上演の実施に関して必要な諸手続きや申請処理を行うこと。

3 上記業務に付随する業務全般

その他、上記業務に付随する業務全般を行うこと。